

会則改定（第6章21条の改定）

変更前	変更後
第6章（会計） 第21条（会費） 1.正会員ならびに賛助会員の会費は月額 2,000円とし、既納会費の払戻しはしない。 2.会費納入等の細部については細則に定める。	第6章（会計） 第21条（会費） 1.正会員ならびに賛助会員の会費は、 <u>次の各号のいずれかとする。</u> <u>（1）ベーシックプラン 月額 4,000円（不課税）</u> <u>（2）ミニマムプラン 月額 3,000円（不課税）</u> 2.既納会費の払戻しはしない。 3.会費納入・ <u>プラン</u> 等の細部については細則に定める。

細則改定（第5章25条の改定、第26条の新設）

変更前	変更後
第5章（会費規定） 第25条 年度の途中から入会する場合は、入会した月から数えてその年度の残月分の会費を納入するものとする。	第5章（会費規定） 第25条 年度の途中から入会する場合は、入会した月から数えてその年度の残月分の会費を プランに応じて 納入するものとする。
-	第26条（新設） <u>本会の会費はベーシックプラン 月額 4,000円（不課税）を基本とするが、会員の希望によりミニマムプラン 月額 3,000円（不課税）を選択できるものとする。各プランの詳細は次の通りとし、いずれの場合も活動内容によって別途費用を徴収することがある。</u> <u>（１）ベーシックプラン：本会が実施するすべての活動に参加することができる。</u> <u>（２）ミニマムプラン：本会の共通活動に限定して参加することができる。</u>

細則改定（第5章第27条・28条の新設）

変更前	変更後
-	第27条（新設） <u>共通活動は以下の通りとする。</u> <u>全国活動：秋季大会、全国共通施策（ラーニングコンテンツ含む）</u> <u>支部活動：支部施策、地区交流会、支部総会 等</u>
-	第28条（新設） <u>プラン変更については、原則年度当初からの変更とし、事務局へ事前の申入れと確認をもって、変更できるものとする。年度途中のプラン変更については、ミニマムプランからベーシックプランへの変更についてのみ行うことができる。その場合、残月分の差額を納入するものとする。なお、ベーシックプランからミニマムプランへの変更は原則受け付けない。</u>